

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問1-1	回答者等について	【地方公共団体コード】 総務省のコードは6ケタだが、記入欄は5ケタになっている。何を記入すればよいか。	全国地方公共団体コード仕様(総務省,H19.4.1)では、コードは5桁(第1・2桁:各都道府県、第3～5桁:各市区町村等)と1桁の検査数字(第6桁)により構成されています。本調査では第1～5桁をご記入ください。 *参照「地方公共団体コード一覧はこちら(引用元:総務省)」 https://www.gpn.jp/gpn/survey/Local-Authorities-Code.xls
問1-1	回答者等について	【業務経験年数】 業務の対象には、グリーン購入・環境配慮契約の専任業務が該当するののか。 専任担当者はいないが、本調査のまとめ(関係部署への回答依頼、収集、回答書作成、提出等)を複数年行っている。	本調査のまとめ作業は業務経験年数の対象になります。 業務経験年数の対象業務には、グリーン購入・環境配慮契約の専任担当に限定せず、複数業務の一部としてご担当された場合も該当します。
問1-1	回答者等について	【環境配慮契約法に関する回答の担当者】 複数部署で契約している場合、すべての担当者を回答欄に記入するののか。	団体において、環境配慮契約に係る業務をとりまとめている担当者の情報を記入します。
問1-2	団体概要	【団体の職員数】 職員の範囲はどこまでを対象にして数えるののか。	団体から公開されている情報をご回答ください。
問2-1	グリーン購入法	【調達方針の策定】 地球温暖化対策実行計画の中にグリーン購入を位置付け、調達方針・調達基準・対象品目を設定・運用している場合、「1.調達方針を策定している」に該当するののか。	「1.調達方針を策定している」に該当します。 他の計画の枠組みの中で調達方針・調達基準・対象品目を策定・運用している場合においても、調達方針や調達手順書等がありましたら、文書名を「名称」欄にご記入ください。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問2-1	グリーン購入法	【調達方針の策定】 環境マネジメントシステムにおいてグリーン購入を運用している。環境方針にグリーン購入を含み、グリーン購入手順書をマネジメントシステムの二次文書・三次文書として位置づけている。設問に「単独で調達方針を策定している場合…」とあるが、「1.調達方針を策定している」と回答してよいのか。	「1.調達方針を策定している」とご回答ください。 また、組織的なグリーン購入の文書に位置付けているグリーン購入手順書の名称を記述欄にご記入ください。
問2-2	環境配慮契約法	【契約方針の策定】 環境配慮契約に関する方針のうち、電力のみを対象にしている場合、「1.契約方針を策定している」に該当するののか。	「1.契約方針を策定している」に該当します。 電力のみを対象にした契約方針を策定・運用している場合においても、契約方針等の文書名を「名称」欄にご記入ください。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 地球温暖化防止に資する計画に、環境配慮契約に関連する取組がない場合、どのように回答するののか。	取組がない場合は【無回答】とします。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 循環型社会推進地域づくり計画(主に下水道整備)は循環型社会形成に資する計画に該当するののか。	該当します。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 地球温暖化対策実行計画と循環型社会推進計画を個別に策定せず、両方を包含する計画を策定している場合、「地球温暖化防止に資する計画」と「循環型社会形成に資する計画」のどちらも「策定状況:有」とするののか。	「地球温暖化防止に資する計画」と「循環型社会形成に資する計画」のどちらも「策定状況:有」に該当します。
問2-3	調達方針及び契約方針	【環境基本計画等の策定状況】 廃棄物処理に関する条例はあるが、廃棄物処理事業者の選定は当団体エリア内に廃棄物処理事業者がいないため、県の条例に準じて対応している。この場合、当団体が主体として事業者を選定しないため、「その他」は「策定状況:無」とするののか。	「その他」は「策定状況:無」になります。 グリーン購入や環境配慮契約に関する事業者選定を主体として行わないため、県の条例に準じた廃棄物処理に関する条例は「その他」の対象外になります。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問2-9	調達方針及び契約方針	【環境配慮契約の具体的な取組】 一部署の新電力の契約にあたり、現況調査等、施設管理を担う総務部と調整し成約した。現状では環境配慮契約単体ではなく施設管理・契約の仕組みにおいて対応したが、回答は「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」に該当するのか、「担当者の文書等で体制や手順を定めて実施」に該当するのか。	新電力契約の初案件を施設管理・契約の仕組みに沿って組織的に対応されており、全庁対象に位置付けられた一次文書に沿った対応の場合、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」に該当します。 二次文書、三次文書等の実務担当者を対象に位置付けられた文書(仕組み)に沿った対応の場合、「担当者の文書等で体制や手順を定めて実施」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【設問中の年度指定】 「平成30年度における」と指定していない場合、「令和元年度」の回答をするのか。	年度指定のない設問には、現状をご回答ください。
問3-1	グリーン購入法	【組織的な取り組み】 調達方針に基づいて取り組んでいるが、実績がない場合、組織的に取り組んでいると回答して良いのか。	良いです。 調達方針等に調達目標や調達を推進する品目が定められている場合、調達の仕組みがあるので、「組織的に取り組んでいる」と回答します。
問3-1	グリーン購入法	「設備」とは具体的に何をさすのか。	グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月)」の「特定調達品目の分野及び品目一覧【21分野276品目】」のうち、「設備-7品目」をさします。
問3-1	グリーン購入法	「役務」とは具体的に何をさすのか。	グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月)」の「特定調達品目の分野及び品目一覧【21分野276品目】」のうち、「役務-21品目」をさします。
問3-1	グリーン購入法	特定調達品目の分野及び品目には何があるのか。	* 特定調達品目の分野及び品目一覧【21分野276品目】 https://www.gpn.jp/assets/pdf/gplawitems.pdf

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況】 組織的にグリーン購入に取り組んでいるが、該当しない分野(庁舎内に対象となる設備や施設がない等)の設問は無回答でもよいのか。	無回答とします。
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況－役務(食堂、飲料自動販売機設置)】 組織的にグリーン購入に取り組んでいるが、テナントとして建物の一部分に入居し、食堂や飲料自動販売機設置の発注機会がない場合はどのように回答するのか。	役務(食堂、飲料自動販売機設置)として主体的な <u>選択・発注の機会・権限がない場合、対象外になります。</u> 「役務-21品目」のうち、1品目でも主体的にグリーン購入が実施された場合、「役務」は「組織的に取り組んでいる」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【Aグリーン購入の取組状況－役務(自動車整備)】 組織的にグリーン購入に取り組んでいるが、自動車の購入時に、自動車の販売と維持管理を提供する事業者をそれぞれ選択・発注している場合、自動車整備を自動車購入と分離して発注することはない。どのように回答するのか。	役務(自動車整備)として <u>選択・発注の機会・権限がない場合、対象外になります。</u> 「役務-21品目」のうち、1品目でも主体的にグリーン購入が実施された場合、「役務」は「組織的に取り組んでいる」に該当します。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 実績を把握していない分野はどのように回答すればよいか。 例)判断基準はあるが、実績把握の対象分野は5分野で、残りの16分野の実績を把握していない。	<u>実績を把握していない分野は無回答</u> とします。 実績を把握している分野のみ、該当する回答を1つ選択してください。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 「ほぼ100%」の「ほぼ」とは何%までが対象か。	目安として95%以上は「ほぼ100%」とご回答ください。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 購入金額のうち、どの程度グリーン購入法適合品を購入したのか、分野別に集計せず、全体(合計)を把握している。そのため、分野別に回答できないが、実績は集計している。どのように回答すればよいか。印刷情報用紙等はほぼ100%だが、分野により購入実績は異なり、全体で把握した購入実績は、分野によるばらつきを平均した値になる。	グリーン購入対象分野の各回答欄に、全体で把握している調達実績(%)を回答します。 グリーン購入対象外(グリーン購入に取り組んでいない)分野は【無回答】とします。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績】 品目別グリーン購入金額を把握、合計のグリーン購入金額を算出し、 $[\text{全グリーン購入金額}] / [\text{全調達金額}] = [\text{調達実績}(\%)]$ を管理項目にしている。品目別のグリーン購入実績(%)はわからない場合、どのように回答するのか。	グリーン購入対象分野の各回答欄に、全体で把握している調達実績(%)を回答します。 グリーン購入対象外(グリーン購入に取り組んでいない)分野は【無回答】とします。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績、D調達実績公表の有無】 グリーン購入の調達実績を分野別ではなく、対象分野全体(合計)の調達件数を把握し公表している。分野別の回答はできないが、対象分野全体の実績を把握・公表している場合、どのように回答すればよいか。	グリーン購入対象分野の各回答欄に、全体で把握している調達実績(%)、実績公表の有無を回答します。 グリーン購入対象外(グリーン購入に取り組んでいない)分野は【無回答】とします。
問3-1	グリーン購入法	【Cグリーン購入の調達実績、D調達実績公表の有無】 全分野の調達実績の把握、実績公表をしていないと、「調達している」「実績公表:有」の回答に該当しないのか。	1分野でも調達実績を把握し、実績を公表していれば、「調達している(4段階のいずれか)」「実績公表:有」と回答します。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問3-1	グリーン購入法	<p>【Cグリーン購入の調達実績、D調達実績公表の有無】 グリーン購入法の対象分野と異なる本市独自の「消耗品、備品、印刷用紙」分類で集計し、3分類全体のグリーン購入調達実績を公表している。従来、グリーン購入法対象分野の調達実績は「把握していない」、実績の公表は分野毎の質問ではなかったので「有」と回答していた。 今年度はグリーン購入法対象分野毎に公表の有無を質問されており、グリーン購入法の対象分野に対応する実績・公表状況の抽出が難しい。どのように回答すればよいか。</p>	<p>調達実績の把握は「把握していない」、実績の公表は「無」とご回答ください。 グリーン購入法の対象分野と異なる団体独自の分類を設定し、グリーン購入法の対象分野に対応する実績・公表状況の抽出が困難な状況にあるため、上記の回答となります。</p>
問3-6	紙類の調達	<p>【紙類の調達に係る特別設問】 「従来設定している判断基準で調達できていない」場合の回答はどのようにするのか。今後、判断基準の変更を検討している。</p>	<p>選択肢を【無回答】とし、記載欄に「従来設定している判断基準で調達できていない」と、「今後、判断基準の変更を検討している」ことをご記入ください。</p>
問3-6	紙類の調達	<p>【紙類の調達に係る特別設問】 紙類の調達の判断基準を設定しているのは、設問①コピー用紙のみである。設問②印刷用紙(広報紙)と③印刷用紙(ポスター等)の判断基準は設定していない。この場合、どのように回答するのか。</p>	<p>設問①コピー用紙のみ、ご回答ください。 設問②印刷用紙(広報紙)、設問③印刷用紙(ポスター等)は無回答とします。</p>
問4-1	環境配慮契約法	<p>【設問中の年度指定】 「平成30年度における」と指定していない場合、「令和元年度」の回答をするのか。</p>	<p>年度指定のない設問には、現状をご回答ください。</p>
問4-1	環境配慮契約法	<p>【本庁舎以外の施設】 本庁舎以外の施設において、契約は本庁舎の担当部署が行い、施設では直接契約に携わらない場合、取組状況、予定、実績把握、実績公表にどのように回答すればよいか。</p>	<p>無回答とします。 主体的に契約を行う本庁舎の担当部署にご回答をお願いします。</p>

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【電気の供給を受ける契約】 庁舎以外の施設はどこまで対象範囲になるのか。	「電気の供給を受ける契約」の主体的な選択・発注の機会・権限がない場合、対象外になります。 例えば、テナントとして建物的一部分に入居し、光熱費を含む管理費として管理会社と契約、電気のみ発注する機会・権限がない場合などは対象外です。
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 グリーン購入基本方針の「自動車の調達」において、自動車の購入から自動車の維持管理、リース等の契約といった事業者の提供サービスまで対象にしている場合、「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当するのか。	「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当します。 契約の根拠はグリーン購入基本方針に位置付けられていますが、自動車(車種)の選択に留まらず、事業者の提供サービスを含む契約まで対象にしており、実質的に契約方針の策定・運用が行われています。
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 自動車のリース契約について、単独の契約方針は策定していないが、グリーン調達方針の自動車分野にリース契約の基準を設定している。この場合、どのように回答すればよいか。	「契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当します。 名称はグリーン調達方針であっても、本方針においてリース契約の基準を設定しており、組織的に基準を運用されています。
問4-1	環境配慮契約法	【自動車の購入及び賃貸借に係る契約】 「C実績把握の有無」について。複数年リース契約の場合、初年度と最終年度のみ契約・更新手続きが生じる。調査対象年度がちょうど手続きを行わない期間の場合はどのように回答するのか。	「契約の機会が当該年度になかった」に該当します。
問4-1	環境配慮契約法	【ESCO事業に係る契約】 契約方針はあるが、契約部門を通さずに、各課が直接、環境配慮契約を結んだ場合、「契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当するのか。	「契約方針に基づき、組織的に取り組んでいる」に該当します。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約】 「建築物の設計に係る契約」と「建築物の維持管理に係る契約」における「建築物」には「公衆トイレ」は含まれるのか。	「公衆トイレ」は建築物に含まれます。 「建築物の設計に係る契約」における「建築物」とは建築基準法上の「建築物」を指します。 「建築物の維持管理に係る契約」において、電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務及びエレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務を含む業務を主な対象とします。
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約】 「建築物の設計に係る契約」と「建築物の維持管理に係る契約」における「建築物」には「公衆トイレ」は含まれるのか。	* 環境配慮契約法基本方針関連資料(2019年2月) http://www.env.go.jp/policy/H30kanrensiryou.pdf p126「2.用語の定義」建築物 p146「2-2対象とする業務範囲」
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の維持管理に係る契約】 「維持管理」の定義・対象範囲は何か。	施設の導入設備・機器等の適切な運転保守管理、運用改善等の実施により直接的に温室効果ガス排出削減が期待される「電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務及びエレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務」を含む業務を主な対象とします。
問4-1	環境配慮契約法	【建築物の維持管理に係る契約】 「維持管理」の定義・対象範囲は何か。	* 環境配慮契約法基本方針関連資料(2019年2月) http://www.env.go.jp/policy/H30kanrensiryou.pdf p146「2-2対象とする業務範囲」
問4-1	環境配慮契約法	【産業廃棄物処理に係る契約】 下水処理設備(廃棄物処理事業者ではない事業者)の契約は環境配慮契約の対象になるのか。	対象になりません。環境配慮契約の「産業廃棄物処理に係る契約」は廃棄物処理事業者との契約が対象となります。
問4-1	環境配慮契約法	【環境配慮契約の契約実績の把握・公表】 「契約方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」結果、成約が0件の場合、契約実績の把握はどのように回答するのか。	契約実績の把握は「有」になります。 環境配慮契約の仕組みを運用した結果、成約が0件であったことを把握されています。マネジメントシステムが運用され、実績が把握されています。

グリーン購入法購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査 よくあるご質問

2019/9/13

設問No.	質問分類	質問内容	回答内容
問4-1	環境配慮契約法	【環境配慮契約の取組状況】 「A環境配慮契約の取組状況」において「取り組んでいない」を選択した場合、「C実績把握の有無」、「D実績の公表の有無」は無回答とするのか。	無回答とします。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 公表内容が温暖化対策とグリーン購入実績のみの場合も、「すでに公表している」と回答してよいのか。	「すでに公表している」と回答します。 公表内容(分野)の特定はありませんので、所掌事務に係る環境配慮等の状況が公表されていたら、「すでに公表している」に該当します。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 地球温暖化対策実行計画に基づき、環境配慮等の状況を公表していることは、「公表している」ことに該当するのか。	「すでに公表している」と回答します。 根拠法の特定はありませんので、所掌事務に係る環境配慮等の状況が公表されていたら、「すでに公表している」に該当します。
問5-1	環境配慮促進法	【環境配慮等の状況の公表】 設問に「環境配慮促進法第7条に基づき」とあるが、本市条例に基づいて環境白書を作成・公表している場合、どのように回答するのか。	「1.すでに公表している」とご回答ください。 また、条例に基づいて実施している旨、問5-2「その他」欄に特記してください。
問5-4	環境配慮促進法	【調達対象の事業者への対応】 「報告書にグリーン購入法適合の用紙を使用していること」という仕様は事業者選定にあたって「考慮している」に該当するのか。	印刷物の環境配慮のみに考慮している場合、「考慮している」に該当しません。 事業者の提供する商品・サービスだけではなく、事業者自身の環境管理(ISO14001、エコアクション21による環境管理等)を考慮して事業者を選定している場合、「考慮している」に該当します。